

堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 2 4 日制定

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市電気自動車等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

この補助金は、環境性能に特に優れた自動車（ゼロエミッション車）を導入した場合及び電気自動車等の充電設備を導入した場合において、導入に要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成 1 2 年堺市規則第 9 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 用語の定義

この要綱において、「集合住宅」とは 1 棟の建物が、共用部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。

5 補助対象機器

補助対象機器は、別表第 1 のとおりとする。

6 補助対象者

補助対象者は、別表第 2 のとおりとする。

7 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は、別表第 3 のとおりとする。

8 補助金の交付の申請

(1) 補助金の交付の申請に係る手続は、次のとおりとする。

ア 交付の申請をしようとする者は、補助対象機器の導入完了後に、堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）その他の別表第 4 に掲げる必要書類を市長に提出しなければならない。

イ 交付の申請は、令和 7 年 6 月 2 4 日から令和 8 年 2 月 1 5 日（その日が本市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直前の休日でない日）までの間に行わなければならない。ただし、補助金交付申請額の合計額が予算に達した日をもって受付を終了する。

ウ 交付の申請は、持参又は本市に到達した日が確認できる書留等の郵送の方法により行うものとする。

エ 持参による交付の申請は、本市環境局カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課の窓口において、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで受け付けるものとする。

オ 本市に到達した日が確認できる書留等の郵送による交付の申請は、本市に到達した日をもって提出日（その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）とする。

(2) リース契約等により補助対象機器を導入する場合は、リース事業者等が共同申請者となり、共同で交付の申請をしなければならない。

9 手続代行者

前項に規定する補助金の交付の申請及び第 1 2 項に規定する補助金の交付の申請の取下げについては、これらの書類の提出等を第三者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。

1 0 補助金の交付の条件

補助金の交付の申請に当たっては、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 提出する書類については、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。

1 1 補助金の交付の決定及び額の確定

- (1) 市長は、受け付けた補助金の交付の申請について、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定及び額の確定をするものとする。
- (2) 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。ただし、リース契約等に係る申請の場合は共同申請者に通知し、他の申請者には写しを送付するものとする。
- (3) 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

1 2 補助金の交付の申請の取下げ

- (1) 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者は、前項第 2 号の規定による通知を受けた日から起算して 3 0 日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- (2) 前号の取下げをしようとするときは、その旨を書面で申し出なければならない。
- (3) 市長は、前号の規定による取下げの申出を受理した場合は、当該申出に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

1 3 補助金の交付

- (1) 補助金は、第 1 1 項第 1 号の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、補助金の額の確定について通知を受けたときは、速やかに堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付請求書（様式第 5 号）により補助金の交付の請求を市長に対して行わなければならない。
- (3) 前号の規定による請求の期限は、翌年度の 4 月 7 日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

1 4 協力

市長は、補助事業者に対し、補助事業の効果検証及び本市が取り組む温室効果ガス排出削減の推進に係る事項について協力を求めることができる。

1 5 財産の管理及び処分の制限

- (1) 補助事業者は、導入日から起算して 4 年間（充電設備については 5 年間）、補助対象機器の点検及び必要な整備を行うなど善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助対象機器を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、前号に規定する期間を経過した場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業者は、第 1 号に規定する期間内に補助対象機器の処分を行う場合は、市長に対し、財産処分承認に係る申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、第 1 号に規定する期間を経過するまで、補助対象機器に関する書類を保管しなければならない。

1 6 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 2 4 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5項関係）

補助対象機器

補助対象機器 の種類	要 件
電気自動車・ 燃料電池自動車	次の要件を全て満たすものであること。 1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象のうち、原動機付自転車及び二輪自動車以外のものであること（プラグインハイブリッド自動車は電気自動車に含まれない。）。 2 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること（堺ナンバーであること。）。 3 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。 4 新車として導入するもので、自動車検査証の初度登録年月が前年度の2月から当該年度の1月までの間であること（中古輸入車の初度登録を除くものとする。）。 5 リース契約等による場合は、次の要件を全て満たしていること。 (1) リース契約等の期間が4年以上であること。 (2) リース料金（税抜き額）等から補助金相当分が還元されること。
充電設備 (集合住宅)	次の要件を全て満たすものであること。 1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）のうち、マンション等への充電設備設置事業としての補助金の対象であること。 2 市内における新築を除く集合住宅に属する駐車場への導入であること。（既存のマンション管理組合による分譲集合住宅の建替えの場合を含む。） 3 未使用品の導入であること。 4 導入に係る支払の領収日が前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間であること。 5 リース契約等による場合は、次の要件を全て満たしていること。 (1) リース契約等の期間が5年以上であること。 (2) リース料金（税抜き額）等から補助金相当分が還元されること。

別表第2（第6項関係）

1 補助対象機器の種類による補助対象者の要件

補助対象機器の種類	補助対象者の要件												
電気自動車・燃料電池自動車	個人の申請の場合 電気自動車・燃料電池自動車を導入し、自動車検査証の記載が次の全ての要件を満たす個人。 (1) 自動車検査証に記載の使用者の住所が市内であること。 (2) 自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。 ただし、次の表の左欄に掲げる場合は、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。												
	<table><tr><th>自動車検査証 導入の区分</th><th>所有者の氏名 又は名称</th><th>使用者の氏名 又は名称</th></tr><tr><td>所有権留保付ローンによる購入の場合</td><td>自動車販売会社 又はローン会社等</td><td>導入者</td></tr><tr><td>リース契約等の場合 (共同申請)</td><td>リース事業者等 (共同申請者)</td><td>導入者（リース契約等による提供先）</td></tr></table>	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）			
	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称										
	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者										
	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）										
	個人以外の申請の場合 1 電気自動車・燃料電池自動車を導入し、自動車検査証の記載が次の全ての要件を満たす事業者。 (1) 自動車検査証に記載の使用者の住所が市内であること。 (2) 自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。 ただし、次の表の左欄に掲げる場合は、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。												
	<table><tr><th>自動車検査証 導入の区分</th><th>所有者の氏名 又は名称</th><th>使用者の氏名 又は名称</th></tr><tr><td>所有権留保付ローンによる購入の場合</td><td>自動車販売会社 又はローン会社等</td><td>導入者</td></tr><tr><td>リース契約等の場合 (共同申請)</td><td>リース事業者等 (共同申請者)</td><td>導入者（リース契約等による提供先）</td></tr><tr><td>役員又は従業員等が 管理責任者として、 「自動車保管場所証明書」 を取得している場合</td><td>導入者</td><td>法人の役員 又は従業員等</td></tr></table>	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）	役員又は従業員等が 管理責任者として、 「自動車保管場所証明書」 を取得している場合	導入者	法人の役員 又は従業員等
	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名 又は名称	使用者の氏名 又は名称										
	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社 又はローン会社等	導入者										
	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請者)	導入者（リース契約等による提供先）										
役員又は従業員等が 管理責任者として、 「自動車保管場所証明書」 を取得している場合	導入者	法人の役員 又は従業員等											
2 前項の規定にかかわらず、自動車販売を営む事業者（共同申請者とならないリース事業者等を含む。）や行政機関は、補助金の交付の申請をすることができない。													

充電設備 (集合住宅)	次のいずれかの者 (1) 市内における賃貸集合住宅の所有者 (2) 市内における分譲集合住宅の管理組合 (3) 前 (1)・(2) 号に規定する集合住宅に係る導入場所の管理・使用の権限を有する者 (4) 前 (1)・(2)・(3) 号に規定する者から許諾を受け、充電設備を導入し、所有するリース事業者
----------------	--

2 堺市税を滞納していないこと。

3 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと（法人の場合は、同法第 9 条第 21 号ロに規定する役員がこれらに該当しないこと。）。

4 同じ導入場所（電気自動車・燃料電池自動車にあつては自動車検査証の使用の本拠の位置をいう。）への同じ種類の補助対象機器の導入に係る補助金は申請をすることはできない。

別表第3（第7項関係）

補助対象経費及び補助金の額

補助対象機器 の種類	補助対象経費	補助金の額
電気自動車	車両に係る経費	一律4万円
燃料電池自動車	車両に係る経費	一律20万円
充電設備 (集合住宅)	設備費 ただし、10万円以上（2基以上の導入の場合はその合計額とする。）の場合に限る。	20万円又は設備費の合計額の2分の1の低い方の額 ただし、国等の補助金を除いた額の2分の1とする

備考

- 1 充電設備については、設備費のみが補助の対象であって、工事費その他の費用は補助の対象とならない。
- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。

別表第4（第8項関係）

必要書類

区分	提出が必要な書類	備考
共通	堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書 （様式第1号）	
	補助対象事業の内容（様式第2号）	
	堺市税の納税状況調査に係る同意書	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出
電気自動車 ・ 燃料電池自動車	1 自動車検査証及び自動車検査証記録事項 2 車両代金の支払いを確認するいずれかの書類 (1) 領収書等の写し (2) ローン等に係る契約書の写し（所有権留保付ローン等による購入の場合） 3 補助対象経費が分かる注文書、契約書等の写し 4 リース契約等の場合（申請者の書類のほか共同申請者としての必要書類） (1) リース契約書等の写し (2) リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分かるもの） (3) 役員情報届出書（様式第3号） 5 役員又は従業員等が「自動車保管場所証明書」を取得している場合 (1) 自動車保管場所証明書の写し (2) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 (3) 役員又は従業員等であることが分かるもの	1 使用者の住所及び使用の本拠の位置がわかること 2 (1) ・領収書は領収等証明書の写しで代用可能 ・リース契約等の場合は販売業者に対しての支払が分かる領収書等を提出 2 (2) ・申請者が契約者となっているもの ・販売業者からローン会社に発行された領収書の写し（但し、申請者と購入した車両代金の支払い分であることがわかること）で代用可能 3 車両本体価格、下取り、値引き等の明細があり、内訳がわかるもの 4 (3) 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出 5 (2) 任意様式あり (3) 役員の場合は役員情報届出書（様式3号）で可
充電設備 （集合住宅）	1 共通書類 以下の(1) (2)のいずれか。 (1) 保証書又は出荷証明書の写し (2) 設備の型番（型式その他）が分かる書類及び設備本体の導入が分かるカラー写真	

2 領収書等の写し 3 補助対象経費が分かる契約書等の写し 4 国等の補助金の交付を受けている場合 補助金の額の確定通知書の写し 5 国等の補助金の交付を受けていない場合 集合住宅向け充電設備の補助金に係る誓約書 (様式第6号) 6 法人格のないマンション管理組合等が申請する 場合 (1) 管理組合の場合 現在の代表者が選定されたことを証する書類 (総会議事録等) (2) 管理組合でない場合 導入場所の管理・使用の権限等を有することが 分かる書類(管理者として選任されたことが 分かる書類等) 7 法人であるマンション管理会社等が申請する 場合 (1) 役員情報届出書(様式第3号) (2) 導入場所の管理・使用の権限等を有することが 分かる書類 8 リース契約等の場合(申請者の書類のほか共 同申請者としての必要書類) (1) リース契約書等の写し (2) リース料等計算書(リース料金等から補助金 相当分が還元されることが分かるもの) (3) 役員情報届出書(様式第3号)	2 リース契約等の場合は 販売業者に対しての支 払が分かる領収書等を 提出 3 充電設備に係る設備 費、値引き等の明細が あり、内訳がわかるも の 7 (1) 同一年度における 交付申請において既に 提出している場合は、 変更があった場合のみ 提出 8 (3) 同一年度における 交付申請において既に 提出している場合は、 変更があった場合のみ 提出
--	---

その他市長が必要と認める書類